

答 申 第 2 9 9 号
平成21年9月4日

千葉県教育委員会
委員長 天笠 茂 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年2月12日付け行徳第431号の1による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

平成17年11月21日付けで異議申立人から提起された、平成17年11
月16日付け行徳第724号の1で行った行政文書部分開示決定に係る異議申
立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、不開示とした情報のうち、本件請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）の休暇の欄に記載されている氏名を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成17年11月16日付け行徳第724号の1で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 非公開処理を施されたものの中には明らかに公務情報が含まれている。
- (2) 実施機関は学校日誌を不開示とした理由を「本件の開示請求が学校名を指定した請求であり、かつ、本文書に記載されている記載年月日欄は開示していることから、誰でも閲覧可能な学校要覧や、開示請求があれば職員の氏名と日々の職員の出勤状況を誰にでも開示することになる出勤簿等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると認められる」と主張する。しかし、実施機関は県立学校個々の職員の休暇取得状況については、これを個人情報として開示せず、したがって上記の主張は虚偽といわざるを得ない。この余の実施機関の主張は、不開示を正当化するための、ためにする主張であり論ずるに値しない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年10月17日付けで、同月14日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「2002年度、県立行徳高等学校学校日誌。（全日制）」とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件対象文書を平成14年度学校日誌と特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8

条第2号に該当するとして本件決定を行った。

3 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書は、平成14年度の千葉県立行徳高等学校学校日誌である。
- (2) 本件対象文書は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第15条第1項で定められた学校備付表簿であって、記載年月日欄、天候欄、校長・教頭・教務の決裁欄、授業日数欄、日課・記事の記載欄、生徒の在籍、休学、忌引・停学、欠席、公欠、遅刻、早退の人数記載欄、職員の出張、休暇、職免の氏名等記載欄、備考欄、日番者名記載欄で構成されている。

4 条例第8条第2号該当性について

- (1) 本件対象文書に記載された情報のうち、職員の状況中休暇の欄に記載された氏名、休暇等の種別・日時数、職免の欄に記載された職免の承認事由については、条例第8条第2号に該当するため、当該部分を除いた部分について開示する旨の本件決定を行った。
- (2) 本件対象文書に記載されている情報のうち、不開示とした部分について、条例第8条第2号本文の該当性について次のとおり説明する。

本件決定において不開示とした部分のうち、休暇の欄に記載された職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報である。

また、職免の欄に記載された職免の承認事由については、本件決定において開示した当該欄に記載された職員の氏名と結びついて、特定の個人を識別できる情報である。

おって、休暇の欄に記載された休暇等の種別及び日時数については、当該欄に氏名を記載された特定職員に関する情報であるので、当該特定職員の個人に関する情報である。そして、本件請求が学校名を指定した請求であり、かつ、本件対象文書に記載されている記載年月日欄は開示していることから、誰でも閲覧可能な学校要覧や、開示請求があれば職員の氏名と日々の職員の出勤状況を誰にでも開示することになる出勤簿等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

- (3) 異議申立人は、異議申立ての理由として、非公開処理を施されたものの中には明らかに公務情報が含まれていると主張するので、不開示とした部分の条例第8条第2号ただし書の該当性を次のとおり説明する。

年次休暇等個々の休暇の取得状況に係る情報である休暇の欄に記載された氏名、休暇の種別及び日時数は、当該職員がいつ、どのような休暇

を取得したか明らかにしているものである。また、職免の欄に記載された承認事由については、職務専念義務免除の個別的内容を明らかにしているものである。

これらの情報は、職員の健康、生活の方針等職員の私生活にかかわる情報であり、いずれも当該職員の具体的な職務の遂行と直接関連を有するものではなく、公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるといえないことから、条例第8条第2号ただし書ハに規定する職務遂行に関する情報には該当しない。

また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しない。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。

2 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、千葉県立行徳高等学校長が作成した平成14年度の学校日誌であり、その内容は次のとおりである。

(2) 学校日誌は、学校教育法施行規則第15条第1項第2号の規定により学校において備えなければならない表簿である。

(3) 本件対象文書には、次に掲げる記載すべき欄があることが認められる。

ア 年月日及び曜日の欄

イ 天候の欄

ウ 校長、教頭及び教務の決裁の欄

エ 授業日数の欄

オ 日課及び記事の欄

カ 生徒の状況として学年、クラス、在籍（在籍の内訳として男、女及び合計）、休学、忌引及び停学、欠席、公欠、遅刻及び早退の数並びに総計

キ 職員の状況として出張、休暇及び職免の欄

ク 備考の欄

ケ 日番の欄

(4) また、次に掲げる欄に応じ、それぞれ次に掲げる事項が記載される。

ア 出張の欄 氏名及び出張した時間の始期

イ 休暇の欄 氏名、休暇又は育児休業、部分休業及び大学院修学休業（以下「育児休業等」という。）の種類及び1時間を単位とする休暇（看

護休暇においては30分を単位とする休暇を含む。以下同じ。)又は育児休業等の場合は時間数

ウ 職免の欄 氏名、職務専念義務の免除の事由及び免除をした時間の始期

3 条例第8条第2号該当性について

- (1) 本件対象文書の休暇の欄に記載されている氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第2号本文に該当し、同号イ、ロ及びニに該当しないと認められる。

同号ハの該当性については、職員の休暇又は育児休業等の種類及び取得の状況を示す情報は、職務の遂行に係る情報とは直接かかわりのない事柄であって、私生活に関する情報といえることができるが、職務に従事しなかったことは、職務遂行に関する情報としての面があるというべきであり、同号ハに該当すると認められる。

- (2) 本件対象文書の休暇の欄に記載されている休暇又は育児休業等の種類及び1時間を単位とする休暇又は育児休業等の場合における時間数は、職員の健康、生活の方針等職員の私生活に関する情報であり、当該職員の具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、条例第8条第2号ハに規定する職務の遂行に係る情報であると認められず、また、同号イ、ロ及びニに該当せず、同号に規定する不開示情報に該当すると判断する。

- (3) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年千葉県条例第22号)第2条の規定により、職員は一定の事由に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定による職務に専念する義務の免除を受けることができるとされている。本件対象文書の職免の欄に記載されている職務専念義務の免除の事由は、職員が職務に専念する義務を免除された理由を示す情報であり、当該職員の行為が具体的に明らかになるものである。したがって、当該情報は職務の遂行に係る情報であると認められず、条例第8条第2号ただし書に該当せず、同号に規定する不開示情報に該当すると判断する。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、不開示とした情報のうち、本件対象文書の休暇の欄に記載されている氏名を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成20年 2月13日	諮問書の受理
平成20年 5月 9日	実施機関の理由説明書の受理
平成20年 6月16日	異議申立人の意見書の受理
平成21年 5月19日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏名	職業等	備考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐野 善房	弁護士	
福武 公子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成21年5月19日現在)

